

山梨県公報

第二千八百七十四号

平成三十一年

四月八日

月 曜 日

目次

- 山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………一三五
- 山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………一三五
- 健やか・快適環境創造本部規程の一部を改正する訓令……………一三五
- 山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令……………一三六

訓令

山梨県訓令甲第七号

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように改める。
 平成三十一年四月八日
 出 先 機 関 庁
 本 先 機 関 庁

山梨県知事 長 崎 幸太郎
 山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県総合計画推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。
 別表第一中「総合政策部長」を「知事政策補佐官 総合政策部長 オリリンピック・パラリンピック推進局長」に、「福祉保健部長」を「福祉保健部長 子育て支援局長」に改める。
 別表第二総合政策部の項の次に次のように加える。

オリリンピック
 ・パラリンピ
 ック推進局

オリリンピック・パラリンピック推進局理事 主幹

別表第二福祉保健部の項の次に次のように加える。

子育て支援局 子育て支援局次長 主幹

別表第二エネルギー局の項中「エネルギー政策課長」を「エネルギー政策推進監」に改め、同表県土整備部の項の次に次のように加える。

出納局 出納局次長 主幹

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第八号

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように改める。
 平成三十一年四月八日
 出 先 機 関 庁
 本 先 機 関 庁

山梨県知事 長 崎 幸太郎
 山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行政改革推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第十五号)の一部を次のように改正する。
 別表第一中「総合政策部長」を「知事政策補佐官 総合政策部長 オリリンピック・パラリンピック推進局長」に、「福祉保健部長」を「福祉保健部長 子育て支援局長」に改める。
 別表第二中「総合政策部次長」を「総合政策部次長 オリリンピック・パラリンピック推進局理事」に、「福祉保健部次長」を「福祉保健部次長 子育て支援局次長」に、「エネルギー政策課長」を「エネルギー政策推進監」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第九号

健やか・快適環境創造本部規程の一部を改正する訓令を次のように改める。
 本 先 機 関 庁

平成三十一年四月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

健やか・快適環境創造本部規程の一部を改正する訓令
健やか・快適環境創造本部規程（平成二十七年山梨県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「総合政策部長」を「知事政策補佐官 総合政策部長 オリンピック・パラリンピック推進局長」に、「福祉保健部長」を「福祉保健部長 子育て支援局長」に改める。

別表第二中「総合政策部次長」を「総合政策部次長 オリンピック・パラリンピック推進局理事」に、「福祉保健部次長」を「福祉保健部次長 子育て支援局次長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第十号

本 庁

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

平成三十一年四月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表一中「総合政策部長」を「総合政策部長 オリンピック・パラリンピック推進局長」に、「福祉保健部長」を「福祉保健部長 子育て支援局長」に改める。

別表二中「福祉保健総務課長 子育て支援課長」を「福祉保健総務課長」に、「健康増進課長」を「健康増進課長 子育て政策課長 子ども福祉課長」に、「新しい学校づくり推進室長」を「高校改革・特別支援教育課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。